

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

山梨厚生年金 事案 208

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年9月1日から20年8月30日まで

A社B工場へ一緒に入社した同僚から聞いて、年金がもらえることを知り、社会保険事務所へ行ったが、脱退手当金として支給済みとの回答であった。厚生年金の手帳をもらった記憶は無く、脱退手当金という制度も知らなかったのに、受給したことになっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間の脱退手当金の支給を意味する「脱手」の記載とともに、脱退手当金の支給額及び支給年月日（昭和21年9月17日）が記載されている上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月1日から30年4月17日まで
終戦後A工場に勤めていたが、昭和30年4月に結婚のため退職した。退職した当時は、脱退手当金という制度は聞いておらず、脱退手当金の受給など思いもしなかったのに、記録上は支給を受けたことになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金」の記載があるとともに、脱退手当金の支給額及び支給年月日（昭和30年6月29日）等も記載されているほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当時は「通算年金通則法」（昭和36年法律第181号）の創設前であることから、将来の年金受給資格期間については厚生年金保険単独で計算されることとなり、申立てに係る事業所での厚生年金保険被保険者期間が89か月であった申立人が、結婚退職を機に申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはみられない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 210

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 1 日から 47 年 5 月 13 日まで

私は、A社を退職後、脱退手当金を受給していないにもかかわらず、社会保険庁の記録によると受給したことになっており、納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の事業所に係る社会保険事務所保管の申立人の厚生年金被保険者原票及び厚生年金保険被保険者番号払出簿に「脱」の表示が確認できるほか、社会保険事務所には、申立期間の脱退手当金を支給したことを記録した厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されている上、申立期間の脱退手当金は、当該事業所を退職した約4か月後の昭和47年9月5日に支給されており、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は申立期間以前に勤務した事業所に係る6年4か月分の厚生年金保険被保険者期間の脱退手当金を昭和39年4月28日に受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはないと認め、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。